

## 総務建設委員会会議録

開閉日時 令和5年3月14日（火） 午前10時00分～午前10時42分

会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1 番 荒川 義孝、 3 番 杉浦 康憲、 6 番 柴田 耕一、  
7 番 長谷川広昌、 11番 北川 広人、 12番 鈴木 勝彦、  
13番 今原ゆかり、 15番 内藤とし子  
オブザーバー  
副議長（2 番） 神谷 直子

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

4 番 杉浦 浩一、 5 番 岡田 公作、 8 番 黒川 美克、  
9 番 柳沢 英希、 10番 杉浦 辰夫、 14番 小嶋 克文、  
16番 倉田 利奈  
一般12名

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、総務部長、財務GL、  
市民部長、市民窓口GL、  
都市政策部長、  
会計管理者

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第2号 指定金融機関の指定について
- (2) 議案第3号 高浜市公契約条例の制定について
- (3) 議案第4号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
- (4) 議案第5号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- (5) 請願第1号 子どもの医療費（入院）無料化を18歳まで拡大することを求める請願
- (6) 陳情第1号 庁舎内での職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を禁止するように求める陳情

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 本日はお忙しいところ、御参集をいただきましてありがとうございました。

本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により、傍聴を許可しましたので、御了承願います。

ここで、傍聴人の方をお願いを申し上げます。

会議規則第143条に基づきまして、帽子の着用をしてはならないとしておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

ただいまの出席委員は、全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

委員長 去る、3月2日の本会議におきまして、当委員会に付託となり

ました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、一般議案4件、請願1件、陳情1件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の今原ゆかり委員を指名いたします。

それでは、当局の方から説明を加えることがあれば、お願いします。

説（総務部） 特にございませぬ。よろしくお願ひいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

## 《議 題》

### （1）議案第2号 指定金融機関の指定について

委員長 質疑を行います。

問（3） では、一点ほどお願いします。

いろいろな条件を参考資料を見ると、岡信さんということで、一番いい条件であり、現在もそうなので、一番信用度が高いのかなと思います。

参考資料の中の米印2、窓口収納手数料が無料ということですが、この米印2で令和6年4月以降QRコードなし納付書は手数料が発生する

予定とありますが、予定ということですが、金額が大体どれぐらいになるかというのが、もし分かっていたら、現在の段階で教えていただければと思います。

答（会計管理者） 窓口収納手数料の金額の予定ですが、今現在はっきりとした岡崎信用金庫さんからの申出はございませんが、碧海信用金庫さんが単価100円ということで御提示をいただいております。多分、信用金庫さん、一律で100円になるのではないかというふうに考えております。委員長 ほかに。

#### 質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第2号の質疑を打ち切ります。

#### （2）議案第3号 高浜市公契約条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問（6） 二、三点、伺いたいと思います。

まず、この条例が制定されることによるデメリットっていうのは、昔から多分、言われておるとは思いますけれど、そこら辺の確認だけお願いしたいと思います。

まず、高止まりにならないかというような心配と、あと賃金が条例で示されておりますので、その基準等々なり、かえって賃金の低下や何かを招きかねないのかという心配があります。

それと、この条例自体を守っているかどうかのチェックをどのようにされるのか。そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

答（財務） まず、デメリットでございますが、今現在、これといったデメリットはないと考えておりますが、請負業者につきましては、書類等が増えるということと、職員にとってはこれをチェックするといった、検査についてもチェックするということが仕事量の増加が見込まれてお

ります。

あと、高止まりってということなんですが、この制度を導入することに当たりまして、業者のほうは労働者に対しまして、こういった公契約を行っておるかっていうことを、事務所に掲示または提示をしないといけないということで、その表記の中にも愛知県が最低賃金の表記をするってということで、労働者の環境確保っていう観点からすれば、こういったことの必要性があるのではないかということで、高止まりということの懸念はしておりません。

どのようにチェックするかっていうことなんですが、まず最初に、契約時に労働環境確認報告書を受注者から提出してもらいまして、労働者の賃金が適正に支払われているかということと最低賃金を下回ることはないかといったことのチェックをしていきたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（15） この条例についてですが、大きな工事としては・・・

委員長 内藤委員、座って。

問（15） 大きな工事としては、どれぐらいの工事にかかってくるのか。

また、たしか総括で1,000万円以上の委託の工事にかかってくるというようなことを聞いたんですが、ちょっとそこの辺りを説明をもう一度お願いします。

答（財務） この条例の対象となる工事につきましては、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約となってきます。

令和4年の実績で申し上げますと、予定価格5,000万円以上の工事は、約9件で全体の14.1%という形になっております。

次に、予定価格が1,000万円以上になる業務委託、こちらも対象となってきまして、ア、イ、ウ、エで上げていますが、市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地の清掃業務と公共施設等の窓口業務、給食の調理業務、あと用務員業務となっております。令和4年ですと、約12件が対象となってきます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第3号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第4号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第4号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第5号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正  
について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第5号の質疑を打ち切ります。

(5) 請願第1号 子どもの医療費（入院）無料化を18歳まで拡大する  
ことを求める請願

委員長 意見を求めます。

意(13) こちらにつきましては、今、国のほうでも検討がされています。

その動向を見ていきたいと考えておりますので、この請願には反対いたしません。

意（15） 私どもとしては、この請願は、特に、この衣浦5市のうち4市でも行っている18歳までの入院医療費無料制度の施策ですので、高浜市でもぜひ実施してくださいと考えています。

この入院にかかる費用が235万円なんですね。もう僅かな金額でできますので、ぜひお願いしたいということと。もしお金がないとしても財政調整基金で捻出しても費用を十分、賄えますし、今、意見が出ましたが、岸田首相は異次元の少子化対策とか子育て支援とか言って、子供が少子化傾向にあって、今後ますます厳しくなることから、子育て支援をしようと言っています。

そんなときに、このような子育て支援の請願が出ているのに、議会がそれに対して反対することこそ問題だと考えています。

意（11） 請願の中身はともかくとして、まず、どうしてこの時期なんだろうかというところが非常に引っかかると私は思います。

というのは、この定例会は当初予算を審議をする定例会であります。例えば、昨年9月とか12月だとか、そういうレベルの中で出してきたら、様々な検討が可能だった可能性もあるのかなということが一つ。

それと、もう一つは、私どもの選挙が来月行われるその前に、こういう請願を出されると。そして、請願ですから紹介議員もおるわけです。それに対しても非常に違和感が拭えないということがあります。

次に、この中身でありますけれども、よく他市と比べてとか、隣の市ではこうだ、ああだという話がありますけれども、こういった子育てのためのものというのは、基本的に国でしっかりとやっていただくべきものであって、日本中どこの町で住まわれても同じサービスが受けられるという形に持っていくことだと思います。

岸田総理の施政方針演説でも、異次元の改革、対策をしていきたいというお言葉がありました。そういったところをしっかりと見極めた中で、この高浜市において、やらなければならないことってというのは、何があるのかというところをしっかりと議論をして進めていただきたいということで、請願に対しては賛成致しかねるという意見であります。

意（7） 請願の趣旨は理解できなくはないんですけれども、請願の時期がこの予算編成前でなく、予算編成後のこの3月議会に提出されているため、現実的ではないということ。加えて、やはり予算を確保するためには、様々な調整やタイミングがあると考えますので、今回の請願については、反対いたします。

意（15） 今、時期が違和感があるというような話も出てますが、もともと請願権はその地の元の市民にあるわけで、もちろん国がやるのが一番望ましいですが、国がなかなかやらないから、あちこちの市町村でこの医療費無料化をやり始めてるわけで、いつ請願が出ようとも、やはり、きちんとその声を酌んで請願を決めることは、議会の大事な仕事だと思います。

意（11） 加えてでございますけれども、こういう施策に対して請願というのは、行政に直接持ち込むべきことだというふうに私は認識してます。

なぜかという、執行権を持っているのは、市長はじめ行政側であります。そんな中で、一度始めたらやめられないのは、無料化なんです。それをしっかりと念頭に置いて市政を担っていただくためには、しっかり行政側から出てきたものを議会が審議をするという姿が、本来、こういう請願に対しては、あるべきではないかなというふうに思ってます。ぜひ、そのところを御理解をいただきたいなというふうに思っております。以上です。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、請願第1号についての意見を終了いたします。

（6）陳情第1号 庁舎内での職員への政党機関誌の勧誘・配達・集金

を禁止するように求める陳情

委員長 それでは、陳述者の方は、意見陳述席に移動をお願いいたします。

意見陳述者登壇

委員長 ただいまより、意見陳述を行います。その前に数点、注意事項を申し上げます。

意見陳述は、陳述の趣旨、項目の範囲内に限ります。時間はおおむね10分以内とし、事前に提出された陳情書以外の書類等の配布を禁止いたします。意見陳述後は退出していただくか、傍聴席への移動をお願いいたします。

それでは、提出者より意見陳述をお願いいたします。

意見陳述（陳述者） 高須基雄と言います。今回の陳情書でございます、庁舎内での職員への政党機関誌の勧誘・配達・集金を禁止するよう求める陳情でございます。

近年、全国市町村の庁舎内で、政党機関誌の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題になっています。資料に添付されております。

その中で、職員アンケートを実施した川崎市、あるいは金沢市、特に、課長クラス、補佐クラス、特に金沢市は、667人にアンケートをし、回答が538人。それで、78.8%が何らかの圧力を受けて購読しているということでした。

中には、課長だったら必ずもう恒例のように、特に赤旗等を購入しなきゃいけないという事例もございます。この新聞「赤旗」などの政党新聞紙をあまりにも多くの管理職の職員が購読させられることに驚愕しました。

特に、議員に勧誘され、購読しなければならないというような圧力を感じたと答えた職員も、先ほど言ったように8割近くに上ったということでございます。深刻な状況です。

新聞報道によりますと、全国の自治体でも川崎市同様、多くの事例がございます。

そして、愛知県では、公費で131万円払っております、赤旗にですね。これも問題だと思いますが、庁舎内において、議員による職員に対するパワハラなどあってはなりません。

ところが、全国の複数の自治体において、心理的圧力を感じ、断れないので、有料購読しているという実情が報じられていることから、高浜市役所におきましても、政党機関誌の勧誘・配達・集金行為に関する現状把握とルールをいま一度明確にするとともに、庁舎内の政治的中立性を疑われるような行為は慎み、職員で読みたい方は自宅を配達先にするなどし、住民の不安を解消していただきたいと思えます。

陳情項目として、1、住民の不安を解消するため、庁舎内管理規則に定められている禁止事項、庁舎内での販売等の規則を遵守し、住民の大切な個人情報を預かる執務室内に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘・配達・集金が行われないようにすること。

2、政党機関誌の購読は個人の自由であり、制限されるものでありませんが、読みたい方は自宅を配達先にし、住民に誤解を与えないようにする旨を職員に通達、指導していただきますよう。個人ではなかなか断り切れないので、ぜひこれは市全体の問題として取り組んでいただきたいと思えます。

3、議員の皆様は、優位的な関係を背景にして、職員に政党機関誌を私費で購入する圧力をかけないようにすること。

4、職員が声を上げにくく問題が放置されてきた実情を踏まえ、庁舎内で勧誘されたり、その際に心的圧力を感じたという実態がないかを確認・調査すること。

ぜひ、アンケート調査をしていただきたいと思えます。

これは、金沢市の山野市長さんもそのようにして明らかになったわけでございます。

5番目、職員が議員による政党機関誌の勧誘に「圧力を感じている」事実が明確されたならば、それはパワハラに当たります。また、職員が

勧誘を拒否したり、購読をやめた場合、不当な嫌がらせを受けないか不安に思う職員もいるようです。声を上げにくい職員のために、職員の相談窓口を設置し、あるいは不法行為を断れることを発せられるように職場内に明示するなどの対応することをお願いします。

なぜこれが問題かということのを要約します。

1 に、やはり市民である職員が不要な出費、読みたくもない政党機関誌を買わざるを得ないという、しかも、特殊な思想に基づいておりますので、これらを個人では断れないので、ぜひ、市全体でこれを定めていただきたい。

2 の、なぜこれが問題かということ、昨年、参議院で鈴木宗男氏が岸田総理に共産党の破防法について質問した際、岸田首相は、明確に破防法適用団体であると。しかも、いわゆる、敵の出方論に立った暴力革命の方針に変わりはないと認識していると、岸田総理はそう言っております。

ということは、かつて問題になった、ある宗教団体に、縁を切るとか、縁を断ち切ると言ったように、それに関連したら、それは問題であるということを政府も自治省自身も言っておりましたけれども、この「赤旗」を買うということは、共産革命を支持する、その資金源となります。これを、賛成したことになります。あるいは、それに加担したことになります。これは、絶対許してはならないことでございます。

国を守るためにもぜひ、この資金源を断つためにも、こういう配布等、集金、しかも、自宅なら結構です、個人の自由でございます。

これも結局、配達・集金にかかる費用、これを削減するために、わざわざ庁舎内で集金してるわけです。だから、これをぜひ、家庭内でやってくれと。公明党もかつてはやってましたけども、今は外で集計してるということです。

そういうことから鑑みまして、この機会にぜひ、こういう革命的最悪思想に基づいた反国家的なこういう運動を阻止すべく、これぜひ、この機関誌等、これは共産党に限らず、政党新聞もそうですが。

昨日は西尾市で私も答弁しましたけども、これは情報収集だということでございます。でしたら、県に、あるいは市に1冊あればいいです。

個々に置く必要はありません。情報ならばそれもありますし、電子メールでもございますので、これは情報収集の一環だということには当たりません。

そしてまた、物販の販売ということですが、これは、政治的方策の一環であります。ぜひ、それを踏まえた上で御検討ください。

よろしく申し上げます。

委員長 これをもって、陳情第1号の意見陳述を終了いたします。

提出者におかれましては、退出していただくか、傍聴席への移動をお願いいたします。

### 陳述者降壇

委員長 次に、陳情第1号、庁舎内での職員への政党機関誌の勧誘・配達・集金を禁止するように求める陳情についての意見を求めます。

意(13) 庁舎内の政治的中立性を疑われるような行為を慎みとありますが、これは当然のこととしますので、この陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意(15) 共産党の考えを申し述べます。

政党機関誌の購読や呼びかけ、配達、集金をすることは、憲法で保障された政治活動です。

この政治活動を、職員にとっては、購読するかどうかは個人の思想、良心の自由で、いずれも制限することは憲法違反であり、許されません。

陳情は、公務の中立性などを挙げて、配達場所を庁舎とすることを禁じるよう求めています。職員が政党機関誌を購読し、情報を職務に生かすことは自由です。

先ほど、情報活動としては、県に1冊あればいいというお話が出ましたが、個々の職員が、いろいろ担当も違いますし、個々の職員がこの情報をそれぞれに生かすことは別の問題で、これはやはり、個々の職員が自分で読んで職務に生かすということだと思います。

先ほど、川崎市が職員に対し、政党機関誌購読調査を行ったという話

が出ましたが、川崎市の職員らが川崎市を憲法違反の思想調査だと訴えた裁判で、横浜地裁川崎支部は、2009年1月の判決で、もとより、市職員が任意に政党機関誌を購読して、各種の情報を入手し、それを職務に生かすことは最大限尊重されるべきで、いかなるものもそれを制約されることは許されないということは当然と述べています。

庁舎内は公共の場であり、職務に影響がなければ、政治活動は尊重されなければなりません。

また、執務室内には、高浜は入らないようになっています。

赤旗新聞の購読は個人契約であり、職員個人の自由意志によって購読されており、何も問題はありません。

個人では断れないので、市でという話も出ましたが、こういうのは、やっぱり個人契約で、高浜でも自分は取りたくないと言われれば、そのまま購読していただけない方もみえますし。

それと、高浜市にも統一教会の方がいるにもかかわらず、高浜市にこの市外の方がこのような陳情を出してくるのはなぜでしょうか。

今、全国の焦点になっているのは、統一教会という特定の宗教法人、及びその関連団体と地方行政・・・

委員長 内藤委員に申し上げます。

陳情の範囲内でお願いいたします。

意(15) はい、関係してます。

いかなる団体という呼び方で統一教会を含めた上で、免罪することのほうが大きな問題ですし、統一教会との絶縁関係がなぜ大事なのかについては、反社会的犯罪の数々が裁判の確定判決によって断罪されてきたにもかかわらず、自公政治のもとで、犯罪行為がいまだに野放しにされて・・・

委員長 内藤委員にもう一度申し上げます。

範疇でお願いいたします。

意(15) はい。

それから破防法の話が出ました。けれども、この破防法は、長年、公安調査庁が、共産党にずっとついて、調べてるといふか調査されていま

すが、何らそういうことは認めることはできないということは、今はつきりしてますので、これ非常に問題の意見だと思います。

以上で、反対の意見を終わります。

委員長 ほかに。

意（３） まず、意見を言う前に、ちょっとこれが当局の方に聞けるのかどうかわかんないですけど、こういったうわさはよく聞いております。

実際、では高浜市の庁舎内でこういった事実があるのか、どの程度認識されてるのかというのが分かっていたら教えていただければと思います。

委員長 杉浦康憲委員に確認です。

当局の方に質問をなされたいということによろしいですか。

意（３） そうです。

委員長 ここで皆さんにお諮りをいたします。

当局への質問について、御異議ございませんか。

意（６） 私は元市の職員でしたので、ここで表現させていただきませうけれど。

管理職になると必ずこういったお話があります。係長、主査、そこら辺のときは話はなかったですけど、必ず管理職、副主幹とかリーダーになりますと、そういったお話を持って来られました。

やっぱり、過去の議員さんからお話がありまして、一般質問だとかそういう関係上、やはり、取らなきゃいけないのかなというような感じはしておりました。

私も議員になって途中で断りましたけれど、やはり職員の方は多分、一般質問等の調査っていうのか、質問内容等のお話を伺うためには、多分、取らなければいけないかなというような感触でおられると思います。強要はされてないと思いますが、そういうような圧力は、私も市の職員当時、感じておりましたし、ある議員さんから、私が一般質問の詳細を聞くときに、おまえは誰だというようなことも言われたこともありますし、当時、係長ぐらいから質問の内容の一般質問等のあれを書いておりましたけれど、その当時とはとにかくある議員さん等から相当、圧力

が、係長や主査のくせに偉そうにというようなことも言われた経験があります。

多分、身に覚えがあると思われまますので、ここら辺は、私は、市の職員として、元職員として、こういった状況にあったということは、多分、皆さん、今の行政の職員もそういうふう感じておると思っています。

赤旗の新聞の中に、自分の名前なり、自分の職務の地位のそういったことが書かれていないか、恐らく、チェックをされておると思っていますので、先ほど言われたように、市で1部買って、それを毎週月曜日の部長会なり、幹部会のほうで配布すればいいというふうに、コピーして配布すればいいと思います。

以上です。

委員長 3番の杉浦康憲委員に再度、確認をいたします。

当局のほうに確認をされますか。

意(3) お願いできれば。

委員長 再度、皆さんにお諮りします。

質問の件につきまして、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、当局のほう御答弁のほうをお願いいたします。

答(総務部) 当然、勧誘はございます。それと、ただ、職員が多分、全員が管理職でも取っていないということでございます。

ただ、集金等もカウンター、当然、執務内には議員さんでも入りませんので、カウンター越しに集金をされております。

以上でございます。

委員長 ほかに。

意(3) はい、ありがとうございます。

そういった事実を踏まえてですが、陳述者の方もおっしゃられていましたが、別に購読は、有料、無料を問わず、買うことというのは、僕も個人の自由だと思っております。

ただ、やはりこの庁舎内ということであると、公務ということは、よく皆さん、公務がどの範囲だとか、公平だということをよく問われていますので、そういった観点からも庁舎内でそういった集金等を行うのは、若干、不適切なのかなと。

やはり、御自宅で読まれ、買ったりというのは全く自由だと思っております。

ということで、この陳情には賛成いたします。

意（７） 陳情事項に記載してあることは、ごもっともだと考えますので、本陳情には賛成です。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第１号についての意見を終了いたします。

以上で、本委員会に付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

（１）議案第２号 指定金融機関の指定について。

挙手全員により原案可決

（２）議案第３号 高浜市公契約条例の制定について。

挙手全員により原案可決

(3) 議案第4号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について。

挙手全員により原案可決

(4) 議案第5号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(5) 請願第1号 子どもの医療費（入院）無料化を18歳まで拡大することを求める請願

挙手少数により不採択

(6) 陳情第1号 庁舎内での職員への政党機関誌の勧誘・配達・集金を禁止するように求める陳情

挙手多数により採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時42分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長